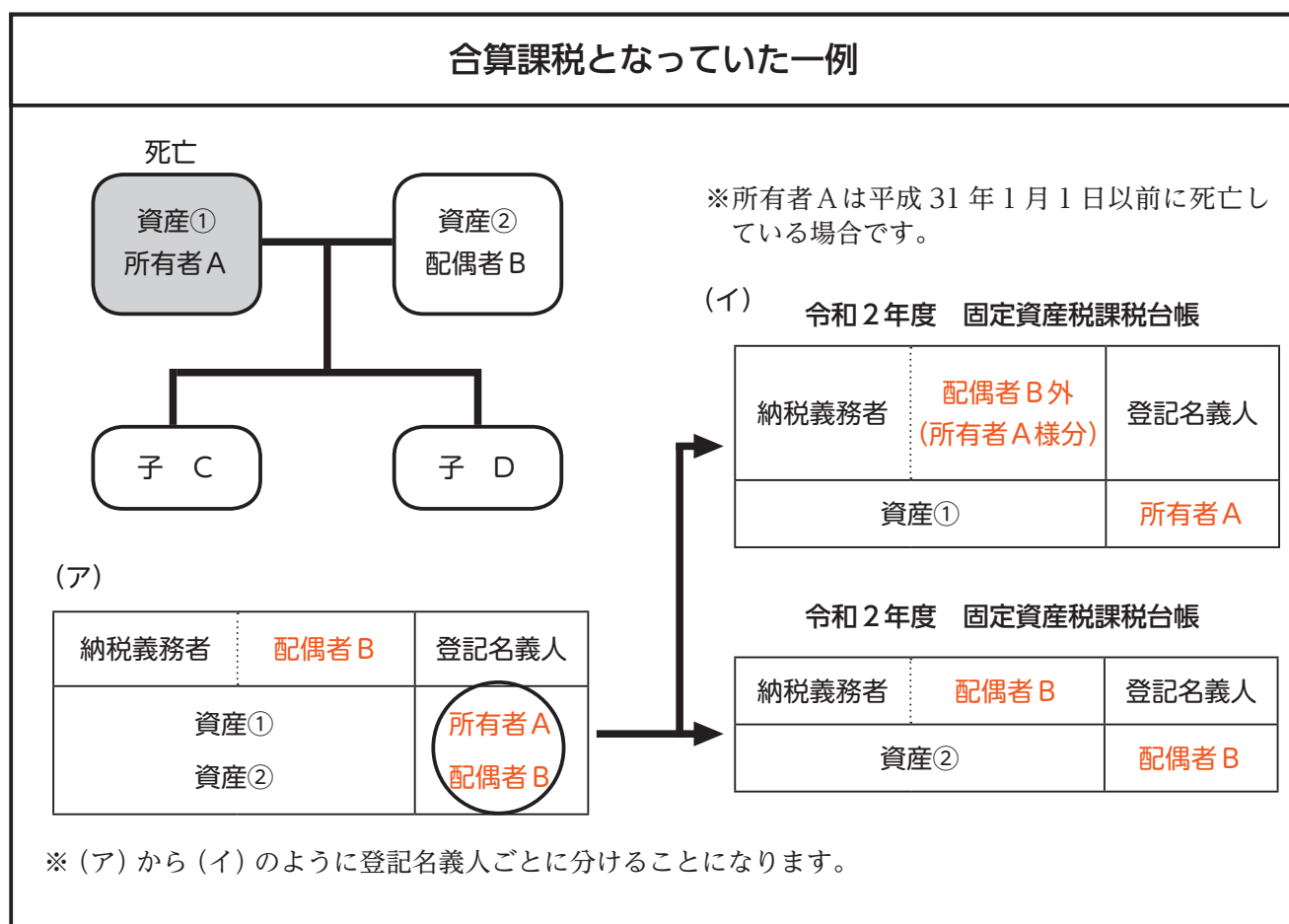


固定資産の相続登記が未了で合算分割が必要となる人に 合算分割についてのお知らせ（課税対象の確認）を送付します

問税務課 資産税係 ☎52-5804

今年度9月号の広報でお知らせしたとおり、令和2年度から固定資産の相続登記が未了の人で、これまで次のような『合算課税』が行われていた場合は、納税義務者を分割することになります。該当者には、個別にその内容を説明するためのお知らせを送付します。お手数ですが内容をご確認いただきますようご協力をお願いします。



例示のように所有者Aが亡くなり、相続人が複数の場合、所有者Aの資産①は相続人全員（B、C、D）に相続され共有資産となります。この時、配偶者Bが相続登記をしないまま資産①の納税義務者となる旨の書類を提出していただいた場合、例（ア）のように相続資産①と配偶者B個人の資産②を合算して課税していたものがあります。今回はこれを分割することになります。

そのため、令和2年度から例（イ）のように資産①と資産②を登記名義人ごとに計算し、それぞれに課税することとなります。令和2年1月1日時点において合算課税の分割が必要な人に合算分割についてお知らせ（課税対象の確認）を送付します（2月初旬を予定）。その内容を確認していただき、分割

に誤りがあればご連絡ください。その後、令和2年度以降の課税に反映することとなります。

対象となる皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、また今後の課税に反映するための手続きについてご協力と、ご理解を賜りますようお願いします。

※分割に誤りがない場合は連絡は不要です。

※過年度の合算分割に係る影響については、現在調査をしていますので、詳細は調査が終わり次第お知らせします。